

藤岡市農業委員会

令和8年第1回

定例会議事録

令和8年1月6日招集

## 令和8年藤岡市農業委員会第1回定例会議事録

令和8年1月6日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和8年藤岡市農業委員会第1回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

### [会議に付した議案]

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

報告第 1号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 2号 農地法関係出願等について

### [出席農業委員] (14名)

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	3番 秋谷 房江	4番 松村 敏恵
5番 清水 淑朗	6番 田沼 範明	7番 浅見 健司	8番 山口 暁
9番 清水 春樹	10番 中村 章弘	11番 折茂 新一	12番 鈴木 儀幸
13番 川村 信行	14番 塚本 欣吾		

### [出席農地利用最適化推進委員] (5名)

5番 渡邊 義晴	8番 宮下 佐登志	11番 高橋 勝義	13番 服部 毅
16番 黒澤 松博			

### [事務局]

事務局 長	横田 道明
次長補佐兼係長	春山 崇
係長代理	笠原 諒亮

事務局 次長	真下 和弘
係長代理	宮原 優雅子

(開会13時26分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和8年第1回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。2班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和8年第1回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員14名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。3番 秋谷委員、4番 松村委員、の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時30分)

(再開13時56分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は藤岡のSさんが、農業経営の規模拡大を図るため、東平井の農地1筆、面積975㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第1号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第1号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第1号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号2番から4番の3件です。整理番号

2番は市外のTさんが、農業経営の規模拡大を図るため、立石の農地1筆、面積685㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は森新田のMさんが、農業経営の規模拡大を図るため、中の農地2筆、面積819㎡を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書17ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は上落合のAさんが、農業経営の規模拡大を図るため、上落合の農地1筆、面積1,051㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書17ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第1号整理番号2番から4番について2班の班長さんより報告がありました。整理番号2番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第1号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第1号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第1号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第1号整理番号3番は許可と決定します。整理番号4番ですが農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本議案に係る委員ですので審議終了まで退席いたします。

<会長退席>

職務代理 ただ今、議長が関係する委員として退席されましたので、職務代理より議事進行いたします。整理番号4番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

職務代理 特に意見もないようですので、採決します。議案第1号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 挙手全員でありますので、議案第1号整理番号4番は許可と決定します。

<会長着席>

議長 続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、白石のHさんが、白石の農地を露天資材置場用地として転用するもので、農地1筆、面積は378㎡、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第2号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第2号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第2号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から7番の7件です。整理番号1番は市外の法人が、立石の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地3筆、面積1,093㎡、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は市外の法人が、中島の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積1,234㎡、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は市外の法人が、中島の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地と

して転用するもので、農地3筆、面積1,385㎡、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は市外の法人が、中島の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積736㎡、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は市外の法人が、牛田の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積959㎡、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号6番は市内の法人が、東平井の農地を賃貸借にて借り受け、資材置場用地として一時的に転用するもので、農地2筆、面積2,154㎡、農地区分は農振ですが一時転用なので問題ありません。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号7番は市外の法人が、下日野の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積1,083㎡、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第3号整理番号1番から7番について1班の班長さんより報告がありました。整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号1番は許可と決定します。次に、整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号3番は許可と決定します。次に、整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号4番は許可と決定します。なお、整理番号2番から4番にあっては同一地域、同一事業者による転用であり、3,000㎡を超えていますので、許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取いたします。次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号7番は許可と決定します。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号8番から12番の5件です。整理番号8番は、市外の法人が、立石の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地2筆、面積1,518㎡、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号9番は、下大塚のSさんが、下大塚の農地を売買にて取得し、貸露天駐車場及び貸露天資材置場として転用するもので、農地4筆、面積772㎡、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号10番は、市外の法人が、上落合の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地3筆、面積2,112㎡、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号11番は、市外の法人が、上落合の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地2筆、面積1,719㎡、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号12番は、市外の法人が、上落合の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積745㎡、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第3号整理番号8番から12番について2班の班長さんより報告がありました。整理番号8番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号8番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号8番は許可と決定します。次に整理番号9番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 3 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 3 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に整理番号 10 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 3 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 3 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に整理番号 11 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 3 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 3 号整理番号 11 番は許可と決定します。次に整理番号 12 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 3 号整理番号 12 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 3 号整理番号 12 番は許可と決定します。続きまして、議案第 4 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 8 ページをご覧ください。議案第 4 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の

規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するために計画を作成したものです。9、10ページの計画につきましては、地域計画に掲載予定である農地の貸借に係わる計画であり、農業委員会には計画を要請することの承認を求めているもので、今回の対象地は30件です。11ページの計画につきましては、中間管理機構を通して貸し借りされている農地の借人を変更するときに作成される計画で、今回の対象地は5件です。12ページの計画につきましては、中間管理機構を通して農地の所有権の移転をするときに作成される計画で、今回の対象地は3件です。以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　ただ今、議案第4号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本議案に係る委員ですので審議終了まで退席いたします。

<会長退席>

職務代理 　ただ今、議長が関係する委員として退席されましたので、職務代理より議事進行いたします。議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

職務代理 　特に意見もないようですので、採決します。議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認についてこれを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 　挙手全員でありますので、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。

<会長着席>

議長 　続いて、報告第1号・2号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 　はい、ご説明いたします。議案書13ページをご覧ください。報告第1号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4条が1件、5条が3件ございます。詳細については14ページの一覧表でご確認ください。続

きまして報告第2号ですが、議案書15ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、5条の許可証明が2件、耕作証明が1件、納税猶予に関する適格者証明が1件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、報告第1号・2号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和8年第1回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14時20分)